

9月の定例委員会

新火葬場の選考対象となる候補地について(協議事項)

高山市新火葬場建設検討委員会からの答申を受け、市が方針を決定した候補地の選出方法や公募要件等について協議を行った。

【概要】
候補地の選出方法

● 公募による推薦地及び公募要件に合致する公有地を選考対象とする。

公募要件等

● 自薦・他薦のいずれの場合も、候補地の土地所有者全員の同意書を添付

● 募集期間 45日間

● 面積及び法令等

9,000㎡程度以上(急傾斜地崩壊危険区域等7つの区域指定等がされていない土地)

● 所在地の範囲

市役所本庁舎からの直線距離が15km程度まで、または移動時間が

30分程度までの土地

● 留意事項

応募のあった土地の情報、所有権等を除き公表する。

公募の結果、検討委員会において基本構想に適合した候補地がないと判断される場合は、あらかじめ選考対象となる候補地について検討する。

【主な質疑】

問 答申を基本としているが、市はどのように精査したのか。

答 基本構想を大前提とし、当初からあまり絞り込んで候補地を限定するのはどうかなど議論の経過を確認し、検討委員会と同様の考えとした。範囲については、地図上で確認し決定した。

問 新火葬場建設基本構想を踏まえた土地を募集するということがあつたが、そのことが市民にとつて、わかりにくいのではないか。

答 基本構想を提示しながら、市民の方にイメージしやすい方法で公募する。

1. ジややすい方法で公募する。

問 候補地から建設地を絞り込む選考方法は、

答 今後、検討委員会でも議論され市で決定する。

【委員会の意見】

検討委員会からの答申はされているが、責任は行政にある。市は覚悟をもって検討委員会とともに進めること。

公募の際は、市民に分かりやすいものとする。

以上、委員会の意見としてまとめ伝えました。

国民健康保険制度改革について(報告事項)

平成30年度からの国民健康保険の県単位化に向けた議論の現状について報告があつた。

【概要】

● 県が財政運営の責任主体となり、国保運営の中心的役割を担う市は、従来と同様に事務事業(被保険者資格の管理・保険料率の決定と賦課徴収・保健事

業等)と広域化に伴う事務を実施

● 市は、県が算定した国保事業費納付金を納付する(財源は、保険料、公費等)

● 県の保険料の試算結果は、今後大きく変わらうとの説明

夜間保育の実施について(報告事項)

勤労者の労働支援と事業所の労働力確保を目的とした夜間保育の実施について、報告があつた。

【概要】

● 平成30年4月より、高山市社会福祉協議会へ業務委託し、総合福祉センター12階機能訓練室(高山市昭和町2丁目)で実施。1歳から就学前の幼児を対象とし、定員は10名。開設日時は、日曜日、祝日等を除く日の午後5時半から午後10時半までとし、利用料金は、1日千円。

【主な質疑】

問 障がい児の対応は。

答 状況等を確認し、安全に保育ができる体制が整えば、お預かりするとう方向で社協と調整したい。

問 対象児や定員など今後の見直しは。

答 まず市内に一つ開設し、今後は丁寧な情勢を分析しながら、柔軟に対応していく。

高山市立小中学校の学期の見直しについて(報告事項)

前期・後期制の導入に向けたこれまでの取り組みと今後の予定について報告があつた。

● 学期の見直しについては、平成28年12月に協議がかけられた際、見直しのプロセスの拙速性や課題に対する検証の不十分さを指摘し、広く開かれた議論の場を設けるなど十分かつ丁寧な取り組みを進めるべきとの意見書を提出しており、その点を中心に質疑した。

【概要】

● これまでの取り組み

他市への視察調査。関係者への経緯や検証の説明。随時、教育委員会、校長会等で研究・協議を行い、中間検証をまとめた。

● 今後の予定

保護者・地域の意見聴取を行い、更なる検証と協議を続ける。

【主な質疑】

問 見直す内容(前期・後期制とは)の説明は。

答 9月・10月で、すべての学校(支所域は小中合同)に向き、保護者や地域の皆さんと共有したい点について説明する。

問 教職員の多忙解消には直接繋がらないとの説明。現場の教職員とのコンセンサスは。

答 今後手を入れていかなければいけないと考えている。校長会等では、前期・後期制を担当する専門部会を設け、教職員がこれに、どう気概をもって取り組んでいくのかというテーマで研究を進めている。